

日程第3 報告第11号 専決処分した事件の報告について

○議長（一條 光君） 日程第3、報告第11号専決処分した事件の報告について報告を求めます。
。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第11号専決処分した事件の報告について御説明申し上げます。

本案件は、平成21年8月10日午後4時ごろ、加美町字一本杉の町道を相手方が走行中、相手方車両のタイヤが道路陥没箇所を通過したときの衝撃に左側の前と後ろのタイヤホイールが湾曲する損傷を与えたことに対し、過失割合が町50%、相手方50%により賠償額が決定いたしました。そこで、地方自治法第180条第1項の規定により、町長専決処分指定事項において、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することに当たりますことから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（一條 光君） 報告が終わりました。

これにて、報告第11号専決処分した事件の報告についてを終了いたします。

日程第4 報告第12号 専決処分した事件の報告について

○議長（一條 光君） 日程第4、報告第12号専決処分した事件の報告について報告を求めます。
。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第12号専決処分した事件の報告について御説明申し上げます。

本案件は、平成21年8月11日午前9時10分ごろ、加美町城生字城生裏三番付近の町道を相手方が走行中、相手方車両のタイヤが道路陥没箇所を通過したときの衝撃により左側の前輪のタイヤとホイールに損傷を与えたことに対し、過失割合が町50%、相手方50%により賠償額が決定いたしました。そこで、前件同様、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（一條 光君） 報告が終わりました。

これにて、報告第12号専決処分した事件の報告についてを終了いたします。

日程第5 議案第105号 加美町暴力団の利益となる公の施設の使用の制限に関する条例の制定について

○議長（一條 光君） 日程第5、議案第105号加美町暴力団の利益となる公の施設の使用の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第105号加美町暴力団の利益となる公の施設の使用の制限に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案件は、本町が設置する公の施設における暴力団の排除をより明確にし、地域住民の福祉増進を図ることを目的として設けられた公の施設本来の役割を損なわせないために制定するものであります。

昨今、暴力団の活動といたしまして、使用料金が安い公の施設を利用しての興行を行うことにより資金集めをしているという実態がございます。このため、宮城県では、県内全市町村が足並みをそろえ、今年度中に暴力団の利益となる公の施設の使用を制限する条例を制定することといたしました。

本町といたしましても、本条例制定後、加美警察署と協定書を締結し、警察署と連携を図りながら排除に向けた取り組みを行うことにより暴力団の資金獲得活動を円滑に排除し、よって、地域住民の安全と平穏を確保するために条例の制定を提案するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 制定については何も異議はございませんが、幾つか質問させていただきます。

まず、公の施設の中で都市公園というのがあります。加美町条例も含めてみますと、西田公園、役場の西側といいますか、さわぐら公園だと思うんですが、それと、もしかして中新田緑地帯というか、河川も含めてかと思いますが、それ以外の例えば児童公園的な小さな公園とか、子供たちがよくブランコとか滑り台があるような、ああいったところも該当になるものなのか、その辺の区分けが一つと、あともう一点、その行為の中で、行為といいますか、行商とか募金の行為、その他の場合ということで使用等の中にあるんですが、その他の場合というに例えばこんなものとか、そういった事例があれば御説明いただきたいんですが。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 公の施設という形の中で都市公園の説明でございます。

この都市公園につきましては現在、加美町の有料の中新田地区のグラウンド等の施設がござ

います。それ以外のものについては一応公の施設には規定はされていません。施設としての付随するものは別でございます、施設としてですね。ですから、基本的に公の施設については、正当な理由がない限りは断ることはできないということなんです、これはあくまでも暴力団に関するもので正当な事由に該当しますよという形の規定となります。

それから、行為ということでございますが、ここでいう具体的な行為というのは、使用等についてという形の中で、これは都市公園法に基づく占用、例えば、これは占用の願いを出して貸すことができるとなっているんですけども、占用についてと、あと加美町の都市公園条例ですね、先ほど条例で有料公園にしていますけれども、それらについて、これらの使用についてにかかわる行為、その他の場合にあってということでございますが、具体的な事由ということですが、ここで言ってますのは、いろんな暴力団等が行う興行、あと飲食を伴う会合を行う施設、あるいは斎場、直接は関係ないんですけども、一般的な事例として告別式とか行う行為、あるいはその他利益となる使用が見込まれるものという形で、その都度、それが個人じゃなくて、そういう暴力団としての利益にかかわるものすべてという形で理解していただいて結構でございます。

○議長（一條 光君） そのほか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 6ページに暴力団、必要があると認めるときは当該申請に係る公の施設の使用等が暴力団の利益となるかどうかについて加美警察署長の意見を聞くことができるかと、4条の2とか3についても、すべて加美警察署長の意見を聞くように求めることができる。意見を聞くものとするというふうには、やたらと加美警察署長の判断を仰ぐというふうな文言が出てくるんですが、暴力団と判断するのはどこなんです。それを判断できないときにのみ加美警察署長の意見を聞くとか判断を仰ぐとかというふうにするものなのか、最初から疑わしいものについてはすべて警察署に連絡して、意見を判断を仰ぐということになるのかどうか、ちょっと気になりましたのでお伺いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長でございます。

ただいまの質問ですけれども、やはり町としては当然暴力団であるかどうか等の情報は持ち合わせていません。宮城県の暴力団対策課、そちらではすべて把握しています。それで時間かからないで返ってくるシステムになってますので、町営住宅しかり、あるいは契約関係、去年やりました。あと今回のこの公の施設からの一応利益の遮断という形の中で県下一斉的に県はやるという形ですけれども、その判断は疑わしきものは聞くという形の協定が1月になりましたら

新年明けましたら実施、協定を結んで、そういうやり取りをしながらお互いに協力して排除していくという形になって、4月1日の施行になります。以上です。

○議長（一條 光君） 8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） この目的そのものにはこのとおりだと思います。今も質問があったわけですが、目的、あと定義づけがなされているわけですが、なかなか初めての条例の制定案にしては、もう少しわかりやすい条文であった方がよかったんじゃないかと思います。その点一つ。

それから、今、暴力団のことについても具体的に出たわけですが、今現在、加美町に指定暴力団、これの事務所、あるいは組員、構成員、これ町としては情報は持ち合わせていないという今ことでしたので、よろしいですか。この条例につきましては、例えば個人の暴力団の組員、構成員の個人が使用を申請した場合は、これは制限の対象にならないわけですね。こういった一つの抜け道というか問題もあると思います。何々組の何々で使用許可というものはだれも出さないと思います。そういった面での問題も大きいかなと思います。これについて答弁お願いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） この暴力団等の定義づけ、目的というのをもっと詳しくということですけども、今回は、さっき言った住宅と、あと契約関係を除く公の施設からの排除という形で、公の施設とはという形のどこまで簡単に列記しているだけで、地方自治法の中でそういうやって説明して、とにかく公の施設でその対象となるような行為を切断するという形、あと個人の対象行為では、先ほど言いましたとおり、今回は行為の制限でございまして、住宅の入居者なんかとは若干違います。あと契約関係も個人でも団体でもという形になりますけれども、制限してますけれども、今回はあくまでも公の施設は基本的には、さっき言ったとおり、その制限を妨げてはだめだという反対の流れもあるものですから、その流れの中でこれを整理するという形で、例えば個人の方の例えば保育所であれ幼稚園であれ、そういう使用等は使用、それは個人の権利とした使用のものまで制約しないと。あくまでも団体としての使用制限を公の施設から排除するという内容でございまして、御理解お願いしたいと思います。

（「加美町在住の構成員、組員数に関して」の声あり）

構成員につきましては、正式に何人とかってという形については、正式なお話の中では承ってません。うん十何人という話は承ってます。

それから、一応資料として出してますのは、県内では今現在、20年度で1,730人と、宮城県内ですね。全国では8万4,200人という形、こちらの暴力団等の、実は加美町の職員20年11

月に講習を職員で全員で受講をしています。暴力団に対するマニュアル、対応ということですね、きちんとした形で研修事業として講演を兼ねて、この暴対法に基づいて講習を受講しています。そのときの資料ですと 1,730人という形になっています。ちなみに、加美町は 100人の 4分の1 ぐらいという形だと思っています。

○議長（一條 光君） 8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 加美町の公の施設、かなりの数に上っております。しかも指定管理にしている施設もかなり多くなっています。果たして現場で利用許可なり使用料も徴収しております。そういった現場でこういった条例をもとに運用していくわけですが、できるかどうか、ちょっと疑問に思うわけですね。したがって、そういった指定管理者、現場に対してのきちっとした指導も必要ではないかと思えます。これからの、この点については検討課題としていただきたいと思えます。その点についてお願いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 先ほどお話ししましたけれども、年明けましたら協定を加美警察署と結びますので、今後、職員の研修もさることながら施設の管理者等に、特にこういう機会が多い施設ですね、文化センターとか、そういう施設管理者含め、協定書は職員に全員に流したいと思ってますし、一番は、ここの中にもありますが、指定管理者ですね、そちらの関係もあるので、きちんと周知をしたいと思ってますし、これは最初わからなくても、それが知り得た時点で中止させることができるという形ですので、柔軟に強く対応ができる内容だと思っています。

○議長（一條 光君） そのほか。16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 誤解のなきよう、私、暴力団の擁護派でも何でもないので、先に断っておきますが。この条例の制定というか、基本的には暴力団の資金源を断つとか、そういうのが主たる目的であろうと私は理解するのでありますけれども、たまたまその暴力団の人が公の施設を使ってボランティア活動をして何か物を売って、それを福祉施設に寄附したいというような内容の場合は、どうするんですか。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 使う時点で、最初に寄附してもらわなければならないので、基本的には条例に基づいて、やはりこれは利益等——正当な理由がない場合は許可しますし、正当な理由に該当しない、そういう資金源と見た場合については排除せざるを得ないという形の現状です。

○議長（一條 光君） 16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） それで、警察に聞いて回答来ますね。その時点で、じゃさっき言われたことにまた戻るわけですけども、そこで貸すとか貸さないとかなんとかということは、もう回答してやるというのは役場側の判断でやるということになるわけ。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） そのとおりでございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 105号加美町暴力団の利益となる公の施設の使用の制限に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 105号加美町暴力団の利益となる公の施設の使用の制限に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 106号 加美町交通安全指導員条例の一部改正について

日程第 7 議案第 107号 加美町防犯指導員条例の一部改正について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第 6、議案第 106号加美町交通安全指導員条例の一部改正について、日程第 7、議案第 107号加美町防犯指導員条例の一部改正について、以上 2 件はいずれも関連しておりますので、会議規則第 36 条の規定に基づき一括議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、日程第 6、議案第 106号及び日程第 7、議案第 107号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第 106号加美町交通安全指導員条例の一部改正について、議案第 107号加美町防犯指導員条例の一部改正については、改正内容が同じでありますことから一括

して御説明申し上げます。

両案件は、交通安全指導員と防犯指導員の年齢要件を「満20歳以上60歳未満」から「満20歳以上65歳未満」に引き上げようとしたものであります。

11月末現在、交通指導員は定数54名に対し45名、防犯指導員は定数60名に対し52名となっており、新規の入隊者もなかなか見込めない状況下にあります。隊員の多くは会社員で、休日・夜間の出勤はもとより、平日の出勤に至ってはその対応が難しくなっていることも現状の課題として感じているところであります。現行の60歳定年で見ますと、今後10年間で全体の約4割から5割が退職となる見通しであり、安全・安心のまちづくりには欠くことのできない制度でございますことから、効果的な活動を展開するためには指導員の確保は必要であることは言うまでもございません。また、現代の60歳の方々は、まだまだ活動できる体力と気力が見受けられ、指導員の方々に相談いたしましたところ、理解を示していただきました。今後、新規採用活動を推し進めることはもちろんのこと、充実した活動に取り組むために年齢要件を改正しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 事情はよくわかりました。できれば年代別に何人ぐらいずつ今いるのかを教えてくださいとありがたいんですが。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（猪又 健君） 危機管理室長です。お答えいたします。

年代別、これ20歳から25歳未満と5歳単位でお答えいたします。

まず、20歳から25歳、交通指導員の方ですけれども、1名、防犯が2名です。25歳から30歳未満、交通指導員が2名、防犯が1名。30歳以上35歳未満、交通が8名、防犯が5名です。次に35歳から40歳未満、交通が7名、防犯が2名。次に40歳以上45歳未満、交通が5名、防犯が8名。次にですけれども、45歳から50歳未満、防犯が8名、交通も8名ですね。次に50歳から55歳未満、防犯・交通とも11名です。次に55歳から60歳未満、交通が3名で防犯指導員が15名となっております。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたしま

す。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 106号加美町交通安全指導員条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 106号加美町交通安全指導員条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 107号加美町防犯指導員条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 107号加美町防犯指導員条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8 議案第 108号 加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第 8、議案第 108号加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第 108号加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例は、地方公務員災害補償法第69条に基づき、常勤の職員以外で労働者災害補償保険法の適用を受けない職員について、公務上の災害、または通勤による災害に対する補償の制度を条例で規定しているもので、対象となります職員は、労災保険の対象となる非常勤職員等を除いた議会の議員及び特別職の非常勤職員等であります。

今回の改正は、雇用保険法の一部を改正する法律により、船員保険制度の職務上の疾病、年金部分が労働者災害補償保険制度に統合されることとなったため、その旨が記述されています一つの号を削除したものであります。船員に関する規定でありまして、本町には特に影響はないと考えられますが、本条例で規定しておりましたことから改正するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたしま

す。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 108号加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 108号加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 9 議案第 109号 加美町下水道条例の一部改正について

日程第 10 議案第 110号 加美町簡易排水処理施設条例の一部改正について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第 9、議案第 109号加美町下水道条例の一部改正について、日程第 10、議案第 110号加美町簡易排水処理施設条例の一部改正について、以上 2件はいずれも関連しておりますので、会議規則第 36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、日程第 9、議案第 109号及び日程第 10、議案第 110号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第 109号加美町下水道条例の一部改正について、議案第 110号加美町簡易排水処理施設条例の一部改正については、ともに使用料金の改正でありますことから一括して御説明申し上げます。

両案件は、下水道事業会計の経営健全化と一般会計の負担軽減を図ることを目的として、補償金免除繰上償還に伴います経営健全化計画を基本に、使用料の 10%の増額改正をお願いするものであります。

内容につきましては、排除汚水量 10立方メートルまでの基本使用料を「1,355円」から「1,490円」に、超過使用料は、10立方メートルを超え 30立方メートルまで 1立方メートル当たり「155円」から「166円」に、30立方メートルを超え 100立方メートルまでは「162円」

から「178円」に、100立方メートルを超える使用料を「178円」から「196円」に引き上げるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） まず、約1割というか、10%のアップなんですけど、その後に出てくる水道料金2.5%ダウン、合わせて7.5%のアップということで、今までの下水道の決算等を見ても特にアップするような内容なのかなと思いますけど、その10%を上げる理由とといいますか、その辺の説明をまずお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） 上下水道課長。

この10%を上げるということは、平成19年度に策定いたしました財政健全化計画、これに基づいて、そのときの基本方針でございますが、適切で計画的な財政運営並びに業務の効率化とコスト縮減と。それから収入の確保ということで、その中で下水道使用料の見直し、並びに水洗化の促進ということで、総務大臣並びに財務大臣からこの計画が承認されました。その承認されたことによりまして、平成19年度から本年度までの3年間で国などの公的な機関から借りました5%以上の高金利の地方債について、補償金なしで繰上償還ができるということになりました。その結果、10億4,149万円を償還し、低利の民間資金に借りかえて、支払い利息2億9,700万円の軽減になっております。それで、それらをもとにして計算した結果、いろいろ、そのときの計画では15%の値上げということでございましたが、10%ということで計算をして今回提案させていただいたと。

あと、それから、一応下水道の決算で赤字ではないということでございますが、基金会計、今現在、2,377万6,000円ほどありますが、本年度21年度の予算において2,000万円の繰り入れを行うということで計上させております。ですから、それらをもとにしますと、この10%の引き上げということでお願いをしたわけでございます。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 事情はよくわかりました。今までのいきさつということもあるんですが、下水道を推進していく上で負担がますます大きくなると、なかなか下水道に切りかえしにくくなるというか、促進との関係で料金アップとなると、なおさら抵抗が強くなるんじゃないかなという思いはあるんですが、これはどうしても避けられないものなんでしょうか。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） 上下水道課長。

その水洗化の促進ということでございますが、本年度、住宅リフォームという特別の制度ありまして、それらの結果、本年度においては前年度と、これ20年度の決算の数値でございますが、128件あった数値でございますが、11月末現在で155件と27件ほどそのリフォーム関係でふえています。また、今後もその促進ということで工事をやる時に一応こういうような融資あっせん制度という制度もありますということ積極的にアピールしながら水洗化の向上を図る計画であります。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑。三浦又英君、4番。

○4番（三浦又英君） 町長にお伺いします。経済が現在低迷している中におきまして、職員の手当も減になっております。そんな状況の現況の中において、なぜこの時期に料金を上げることがあるのか。それは先ほど健全計画ということでの、あとは歳入の確保ということで御説明いただきましたが、かなり町民の方々に説得していただくためには相当の健全化計画、収入の確保というだけでは町民が納得しないのではないかという思いがしております。そんな関係で、その理由はわかりましたけれども、町民へのこの上げる理由についての説明について、どういう手段で説明を申し上げるのか、お聞きします。担当課長でよろしいです。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） 上下水道課長。

まず、この料金改定におきましては、下水道の審議会において一応審議させていただいております。そして、また、このなぜ上げるということは、先ほど説明しておりましたとおり、財政健全化ということで繰上償還を認めるかわりに料金改定、あるいは水洗化をもう少し図りなさいという約束事で総務大臣と財務大臣から承認をいただいていると。そして、これらを守らなきゃ何らかの今後の指導とかが入るのではなかろうかと思われまます。

また、町民に説明ということでございますが、来週、区長会がありますので、今回この提案が承認になりましたらば、その区長会においても一応説明し、あと広報誌等においても説明をする計画であります。以上です。

○議長（一條 光君） 4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） はい、わかりました。

もう一点お聞きします。大崎管内にも下水関係が当然ながら整備されているものですが、大崎管内の料金の状況、加えまして、使用料が21年度の当初予算におきまして2億1,900万円ほ

ど予算化されております。22年の見込みということになるかと思いますが、もし22年度の見込み、使用料の見込み額が積算されていれば、よろしく説明をいただきたいと思います。お願いします。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） 上下水道課長。

まず最初に、大崎管内の料金体系でございますが、美里町が一番高くて 3,990円と、これは20立方メートル使用したときの料金でございます。今回改定しないでそのままですと、大崎管内では一番安い料金が色麻町の 2,722円、加美町は3番目になりまして 2,865円と。それを今度改定いたしますと3番目の値段と。20立方で 3,150円になります。

それから、22年度の料金の見込みということでございますが、改定がもし承認されますと、2,400万円ほどの収入の増というふうになります。以上です。

○議長（一條 光君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。それではまず、原案に反対者の討論を許可いたします。

○6番（木村哲夫君） ただいま提案されました加美町下水道条例の一部改正についてですが、10%の値上げという説明をいただきました。過去のさまざまな事情はあり、15%からさらに10%まで何とか下げたというお話ではありますが、4番議員からもありましたように、社会情勢が厳しい中で、この値上げはかなりの負担となります。可能であれば、もう一度その料金の改定の再考をお願いしたいと考えております。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（一條 光君） 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。ございませんか。

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。

挙手がなければ、討論を終結いたします。

これより議案第 109号加美町下水道条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数でございます。よって、議案第 109号加美町下水道条例の一部

改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 110号加美町簡易排水処理施設条例の一部改正についての採決を行います。

採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第 110号加美町簡易排水処理施設条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 1 1 議案第 1 1 1 号 加美町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第11、議案第 111号加美町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第 111号加美町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、漆沢簡易水道事業を廃止し上水道事業に統合することとし、計画給水人口を現行の「2万 6,320人」から「2万 4,370人」に、1日最大給水量を「1万 1,040立方メートル」から「1万 420立方メートル」に改め、そして現在の給水区域に漆沢給水区域を加えるものであります。

なお、今回の簡易水道の統合につきましては、厚生労働省の方針であります同一自治体内での他の水道事業との簡易水道事業統合の趣旨により実施するものであります。

また、本条例改正に伴い、加美町簡易水道の設置に関する条例を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 以前から県からの供給、何ですか、水の値段とといいますか、下がるという情報はありましたが、幾ら下がることになったのか教えてください。

○議長（一條 光君） 水道事業、11番ですよ。日程11の議案第 111号。（「済みません、間違いました、次のやつでした」の声あり）

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結い

たします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 111号加美町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 111号加美町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 1 2 議案第 1 1 2 号 加美町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第12、議案第 112号加美町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第 112号加美町水道事業給水条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、宮城県企業局において改定されました大崎広域水道事業の自治体に対する供給単価の減額に伴い、本町水道料金を減額改正するものであります。

内容につきましては、使用水量10立方メートルまでの基本料金を「2,000円」から「1,950円」に、10立方メートルを超える超過料金を1立方メートル当たり「200円」から「195円」に、臨時用料金の基本料金を「4,000円」から「3,900円」に、その超過料金を「400円」から「390円」に引き下げるものであります。

また、本条例改正に伴い、加美町簡易水道事業給水条例を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 大変失礼いたしました。先ほどの質問といたしますか、どのぐらい安くなったのか。以前3%ぐらいという情報というか、うわさもありましたが、何%ぐらい下がったのかお伺いします。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） 上下水道課長。

今回、宮城県の広域水道の料金でございますが、基本料金として現行では「1,098円」、それが改定では「969円」。それが129円ほど安くなっております。使用料金として「76円」が「70円」と。そして、これが6円というふうになくなっております。

この基本料金といいますのは、昭和50年代に宮城県と契約しております7,000立方メートル掛ける1,098円、それが基本料金というふうになつておりました。それから、責任水量といいますのは、そのときに決めました各町の使用水量の8割相当部分に76円を掛けて算出した値段というふうになっております。以上です。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） この下がった分がまるごとその料金改定といいますか、料金の50円なのか、もう少し本来なら下がるのか。単純に、前回もちょっとお話ししたんですが、3%だとすると年間750円ぐらいいかなというふうになつておりましたので、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） 加美町の水道は、自己水源、宮崎給水区並びに中新田給水区並びに多田川給水区と、そして県水を受水している給水区が小野田給水区と中新田給水区ということで、宮城県から受水している水量ですが、これは20年度決算の数値で言いますと、年間配水量278万3,000立方メートルに対して、県から136万7,000立方メートルで約49.15%宮城県から買っているということですので、宮城県の値段をそっくりそのまま引き下げるわけにはいかないというのが実情でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第112号加美町水道事業給水条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第112号加美町水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第113号 土地改良事業の事務の受託について

○議長（一條 光君） 日程第13、議案第113号土地改良事業の事務の受託についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第113号土地改良事業の事務の受託について御説明申し上げます。

本案件は、国営かんがい排水事業により造成されました土地改良施設の上川原頭首工の適切な維持管理を行うため、国庫補助事業の基幹水利施設管理事業に取り組むものでありまして、加美町から大崎市に事務を委託する大堰頭首工と第1号幹線用水路は、第3回定例会にて、また大崎市から加美町に事務が委託されることとなります上川原頭首工に係る土地改良事業の事務の委託につきましては、大崎市議会第3回定例会において、それぞれ御承認をいただいているところでありまして、今回はこれらの受託につきまして、それぞれの第4回定例会に上程するものであります。

上川原頭首工は加美町字西佳原に位置し、二ツ石ダムにより蓄えられた農業用水を一級河川鳴瀬川より取水し、上川原幹線用水路を經由して1,256ヘクタールの受益地にかんがいするので、区域は加美町四日市場、下新田と大崎市高倉三本木にまたがっておりまして、施設が位置しております加美町が主体的に管理を行うことになるものであります。

今回の案件は、複数の市と町が管理事業を実施する場合には、共同で行うための協議会を設置する方法か、または事務委託のいずれかによることとされているため、土地改良施設の公共性、公益性を踏まえ、関係機関との連携を保ちながら、施設の管理体制を強化することを目的として、基幹水利施設管理事業に係る事務の一部を管理主体の加美町が大崎市より受託するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第113号土地改良事業の事務の受託についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 113号土地改良事業の事務の受託については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 1 4 議案第 1 1 4 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 1 5 議案第 1 1 5 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 1 6 議案第 1 1 6 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 1 7 議案第 1 1 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（一條 光君） 日程第14、議案第 114号公の施設の指定管理者の指定について、日程第 15、議案第 115号公の施設の指定管理者の指定について、日程第16、議案第 116号公の施設の指定管理者の指定について、日程第17、議案第 117号公の施設の指定管理者の指定について、以上 4 件はいずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、日程第14、議案第 114号から日程第 17、議案第 117号までを一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第 114号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）、議案第 115号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）、議案第 116号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）、議案第 117号公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公民館）について一括して御説明申し上げます。

本議案は、加美町広原地区公民館の指定管理者として広原地区コミュニティ推進協議会会長青砥利次を、加美町鳴瀬地区公民館の指定管理者として鳴瀬地区コミュニティ推進協議会会長渋谷壽夫を、加美町賀美石地区公民館の指定管理者として賀美石地区コミュニティ推進協議会会長福田 宏を、加美町旭地区公民館の指定管理者として宮崎西部地区コミュニティ推進協議会会長高橋福継を、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第 244条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

地区公民館につきましては、地域住民の生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うことで人づくり、まちづくりを総合的に推進し、地域活動の拠点となる施設であります。

地区コミュニティ推進協議会は、歴史と伝統のある自然豊かな環境を生かし、地区民相互の親睦と融和を図り、住みよい活力ある地域づくりを推進することを目的とした組織でありまして、その目指すところは同じでございます。本施設の指定管理につきましては、地区の活動拠点となる地区公民館を地域との共同による管理運営で地域の特色を生かした事業展開や利用者の利便性の向上を図り、さらには、地域の人材活用や雇用創出等の効果が期待できることから、地域に密着した運営を行える団体として適当であると指定管理者選定委員会で評価し、本議会に御提案をさせていただくものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） まず、この四つの施設の指定管理をするに当たって管理の方法、仕方などを統一したものにするのか、それともそれぞれの地区に任せるのか、その辺の中身をお知らせいただきたいと思います。

第2点、指定管理料がそれぞれ違うのか、同じ料金なのか、幾らなのかお知らせいただきたいと思います。

第3点、そうすることによって、管理料が安くなるのか。どの程度安くなるのか、その辺まで教えていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤鉄郎君） 社会教育課長です。

まず、管理の方法、仕方ということでございますが、基本的には、これまで町で行ってきた業務、それらを引き継いでいただくというふうな考え方でございます。人の配置等についても同じような考え方で計画をしたものでございます。

それで、皆様のところ資料としてお出ししているものでございますが、これについてちょっと説明をさせていただきたいと思います。

最初に、4番に職員配置計画と、こうございますが、非常勤館長が1名、それから事務員を2名というふうな形で、これ皆同じように言ってございます。

それから、あと業務の範囲ということでございますが、これも施設の維持管理、これについては設備の清掃、保守点検、整備、修繕、それから敷地内の美化・清掃等でございます。

それから、施設の利用許可といいまして、これについては貸し館事業というふうなこともございますので、これらの料金の徴収をしていただいで経理もしていただくと。

それから、あともう一つは、業務というふうなことで、公民館事業、団体事業というふうなことございます。これらの事業についても指定管理者の方に業務としてやっていただくという
ことで、共通をしております。

それから、あと金額というふうなことございまして、その収支の中身でございます。

まず、収入でございますが、これについては施設の使用料、それからあと、雑入としましては冷暖房代、ガス代、あとコピー代というものの収入というふうに見てございます。

それから、あと人件費というふうなことございまして、これについては先ほど申し上げました非常勤館長、それから事務員2名の報酬、それからあと事務員の時間外手当、それからあと共済費というふうな形で健康保険、厚生年金、児童手当、扶養保険、労災保険など、それからあと施設内の草刈り、植木の剪定といった賃金の分を人件費として計上いたしております。それからあと報償費というふうなことございまして、これについては講座や講演会時の講師の謝礼というふうなことで見しております。それから需用費というふうなことございまして、これは事務用の消耗品であったり、灯油、あとガソリン代、車も1台各施設に貸すというふうなことございまして、これらと、それからあと上下水道の料金、電気料、修繕料等が含まれます。それから役務費といたしまして、郵券代、電話、それから自動車の任意保険等でございます。それから委託料というふうなことで、これは施設清掃委託というふうなことございまして、あと、町で一括して警備・管理・消防設備、電気、浄化槽といったものの委託料につきましては、町が一括で契約した方が安いというふうなこれまでの流れで町の方でお支払いをするというふうなことで、委託料には入っておりませんが、ただ、その管理等については指定管理者にやっていただくというふうな内容になってございます。

それから、使用料及び賃借料というふうなことで、これはコピー機とかの借上料等でございます。それから、負担金補助及び交付金というふうなことで、防火管理者の講習会の費用というふうなことで、これは初年度だけ見ておりまして、23、24は除いているというふうなことございまして。

そうしまして、収入と支出の差し引いた額に消費税を掛けて指定管理料というふうな形で積算をしております。これは基本的にはすべて内容は同じでありまして、平成20年度の維持管理経費等々を今の、ガソリンだったら今の単価に書きかえて積算をして、説明をしているというふうなことございまして。

それからあと、幾らぐらいというふうなことございまして、平成20年度の実績で申し上げますと、まず広原地区の公民館におきましては43%ほど減額、経費の節減というふうになって

ます。このときは職員1名、それから非常勤1名というふうな20年度の実績の中での比較でございまして、職員の人件費の分が落ちているというふうなことでございます。

それから、鳴瀬地区公民館におきましては35%ほど減となっております。

それから、賀美石地区公民館におきましては48%、旭地区公民館については45%といった形で、今回積み上げた額と比較しますと、そのような率で軽減が図られるというふうな内容になってます。以上です。

○議長（一條 光君） 15番新田博志君。

○15番（新田博志君） それともう一つ、この館長及び事務員に関しては、人事というか、各地区に任せるんでしょうか、その辺をお知らせください。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤鉄郎君） 社会教育課長、お答えします。

人事については、すべて地区のコミュニティ推進協議会さんの方にお願ひするというふうなことにしてございます。

○議長（一條 光君） そのほか。9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） お願いします。

行政報告の要旨見ますと、政策推進室と社会教育課で取り組んできた内容だと思いたすので、まず、政策推進室長にお伺いをしますけれども、指定管理者制度の目的でありますコスト削減の面は、今社会教育課長から出されたんですけれども、施設の有効利用の面と、それからサービスの向上の面についてお伺いします。

それから、移行までのスケジュール、これからいろいろすり合わせといいますか、協定とか、そういう形があると思いたすので、その辺のスケジュールをお伺いをしたいと思いたす。

それから、社会教育課長にお伺いしますけれども、これから協定とか、合わせる内容等について結んでいくと思いたすんですけれども、社会教育法から見ますと、それぞれ公民館でいろいろな、何ていいますか、基盤といいますか、公民館を基点として活動している団体に対して補助金を町から交付しているという団体も結構多いと思いたすんですけれども、そういう団体に関しては教育委員会の中での社会教育委員会に諮りながら決定していくという社会教育法の中で規定があるわけなんですけれども、そういった中で社会教育委員会がどうも遅々として進まない状況の中で、予算的には今後課長の方から協定の中での事業なんかも踏まえて予算要求すると思いたすんですけれども、その辺の制度導入と現実的に現場の進捗状況というのがどうも違っているんじゃないかなという、違っているというよりも、歩調が合っていないんじゃないかなというような

思いがしてましたので、その辺についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、生涯学習計画が平成17年でしたか、出されて、そうですね。3年間の前期が過ぎまして、今後5年間の後期計画に入っているわけですがけれども、そういった中で、その中央公民館といいますか、中新田・小野田・宮崎のその地区の核となる公民館と、いま今回出されました四つの地区館の関係というのがどういうふうに今後推移していくのかというふうなことをちょっと思っております。というのは、課長御存じのとおり、ここに生涯学習、加美町の生涯学習計画あるんですけれども、平成18年だけにアンケート調査をとったとき、かなり公民館への事業展開への町民のニーズが大きくここに出てるわけですね。そういった中で、町長が説明されたように、地区の中で共同の中で学習の効果があるものやってみようということ、町長が提案理由ありましたんですけれども、実際その指定管理者制度になったときに、今後そういう町民へのサービスが担保にできるのかどうかというふうなことをお伺いをしたいと思います。

それから、社会教育法の公民館の設置者の部分で、公民館の設置というのは町または一般社団法人、または一般財団法人が公民館を担うべきだと、町のほかにはですね。今回、町長から説明あったように、地区のコミュニティ推進協議会、この社会教育法が財団法人、または一般社団法人に限定しているということは、そのベースの部分、またはその法人の目的に照らし合わせて限定していると思うんですけれども、そういった文言の解釈と今回、地区のコミュニティ推進協議会にお願いをしたというようなところの解釈といいますか、そういうものをどう我々がとらえたらいいのかなというふうなことをお伺いします。

それから、今の15番の新田議員からも人事って職員の問題あったんですけれども、社会教育法の28条では、市町村の設置する公民館の館長、主事、その他必要な職員は教育長の推薦により当該市町村の教育委員会が任命するというふうにあったんですけれども、今まではそういう形で教育長が推薦して、教育委員会で任命してきたと思うんですけれども、その辺のかかわりについても、どのように今後理解した方がいいのかなというふうに思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

○議長（一條 光君） 政策推進室長、答弁漏れないように。

○政策推進室長（高橋 啓君） それじゃ、政策推進室長、お答えさせていただきます。

最初に、コストの面で施設の有効利用及びサービスの向上ということにどうなのかということなんですけれども、指定管理者制度、御案内のとおり、これまでも大分進めてはきているんですけれども、大前提としては今後、多様化する住民のニーズ、より効果的、それから効率

的に対応するためということで、公の施設については管理運営を民間企業またはその他の団体等からノウハウを幅広く活用して、住民サービスの向上を図るというふうな目的があります。それで、それに照らし合わせて、この地区公民館につきましては行政改革の大綱にもうたっておりまして、指定管理者の導入をということで。それで、地区公民館については、皆様いろいろとお使いなさっている施設で一番普及されているところなんですけれども、今まで役場と自治体が管理運営をしていたんですけれども、例えば開始の時間8時半からだ。終わりは5時だよということで、地域の人たちがいろいろと利用に制限があるというふうなところもあるし、あとは使い方によってもいろいろ制限があるということで、これらのところをもっと使いやすく地域にもっと根ざした形でということで、例えば土・日の利用はもちろん、その管理者が権限をもってできる、地域がもっと利用しやすい形でその施設を有効利用できないかということで、この形で指定管理者に移してはどうかといったところでございます。それによってサービスが地域が向上されればというふうなねらいがあるということでございます。

それから、あとスケジュール等につきましては、本日も承認等をいただければ、その後、基本協定及び年度協定の方の打ち合せに入っていきます。最初に指定の通知を団体の方に出ささせていただいて、年明け、1月に入ると思うんですけれども、それぞれの団体と、協定に向けた打ち合わせを進めていくというスケジュールで考えてございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤鉄郎君） 社会教育課長、お答えします。

まず最初に、補助金の関係というふうなことで言いましたけれども、まず、コミュニティ推進協議会の方には、これまちづくりの関係で企画財政課の方で補助金出ます。それからあと、各地区の運動会とか、そういったものについては、これまで社会教育課の方で補助金を出しておりまして、これらの額の、お金を出すところについては、今のおりにまたやっていきたいなというふうには思っております。ですが、言われたとおりに、その辺の調整といいますか、整理もする必要あるのかなというふうにはちょっと思っているところでございます。

それからあと、二つ目でございますが、生涯学習計画の中で中新田公民館と地区公民館との関係というふうなことでございますが、これまで22年度におきましては初めてということもございまして、21年度にやった事業を進めていただくと。その中には地区の公民館に対して公民館でやっている事業もございまして、これらのものもやっていただくというふうなことでございまして、そのやってる事業におきましては、中央公民館が一緒になって、協働という中で一緒になってそれもやっていくというふうなことになるかと思っております。で、後期の実施計画におき

まして、今後それらの対応というふうなことで、実施計画におきましては地区公民館でやっている事業も含めて、この生涯学習計画というふうな中に位置づけた中で計画に盛り込んでいければというふうに思っているところでございます。

それから、あと、公民館はですね、社会教育法上の観点というふうなことでございますが、この指定管理者制度ですね、平成15年にできたというふうなことでございまして、その後に平成17年に文部科学省の方から公民館も含めた社会教育施設において館長業務も含めて全面的な委託が可能であるというふうな見解が示されたというふうなことを踏まえまして、地区公民館において指定管理者制度導入というふうなことで進めたというふうなことでございます。これもそういった一つの施策のあらわれなのかなというふうに思っております。

それで、任命というふうな話もございましたが、そういった意向も受けて、そういう形でできるというふうなことになりましたので、それに基づいて実施しているというふうなことでございます。

○議長（一條 光君） 9番工藤清悦君。質問は簡潔に願います。

○9番（工藤清悦君） 政策推進室長にお伺いしますけれども、これからコストを減らして施設の有効利用してサービスを向上するという事になれば、かなり相反することが出てくると思うんですけども、そういった中でニーズにこたえていくということは、かなり難しい状況だと思うんです。これは地域が支えていくという部分が非常に多いし、地域の方々として運営していくという趣旨はわかるんですけども、そういった中でかなり難しい部分を、いわゆる、何ていいますか、下支えをしていかなくちゃいけないというところもあると思うんですけども、その辺についてひとつお願いしたいと思います。

あと、社会教育課長にお伺いしますけれども、ちょっと私の言い方悪かったかもしれないんですけども、コミュニティ推進協議会への補助金ということでなくて、制度上、社会教育委員会に一応諮問をかけて、社会教育事業というものはこういう方向で行きますよということで意見なり了解をいただいた中でこれから生涯学習事業すべてやっていくと思うんですけども、その中にこの地区公民館の事業も入っているということであれば、そのスケジュールの中できっちりスケジュールと連動してやっていかないと、なかなか固まらないのかなというふうに思ったものですから、その辺のすり合わせと社会教育委員会の持っていく方といいますか、その辺をお伺いしたかったわけでした。その二つについてお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（高橋 啓君） 政策推進室長、お答えさせていただきます。

確かに費用対効果、費用が下がってサービスが向上可能かというところがあるんですけども、町の考え方としては、地域のその下支えという言葉がございましたんですけども、今三つの中央公民館で地域の地区公民館をバックアップする体制でこの指定管理者制度への移行を考えてございます。それで、中央公民館と連携したその事業の展開とか、それからあと、地域の自主事業の推進とかにつきましても、さまざまバックアップをしていきたいというところで、その費用的なものは今後、この中には今回は入ってますけれども、それぞれ出てくるということはあります。

あともう一点、協働のまちづくりという考え方がありまして、そういった団体としてコミュニティ推進協議会がこれから役割を果たすのが大きいんじゃないかということでも、事業としてはいろいろ町の方では協力してやっていきたいというふうな考えでその費用も考えていかなければならないというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤鉄郎君） 社会教育課長です。

公民館事業とのすり合わせ、社会教育委員のかかわりというふうなことでございまして、これらの今やっております公民館事業、それから地区のコミュニティ、そういった事業について今度社会教育委員会の方にお出しをして、一緒に審議、審議というか意見をいただければというふうに思います。

○議長（一條 光君） そのほか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 先ほど町長が公民館は人づくり、まちづくり、地域づくりの拠点としていくというふうなお話があったんですが、それに関連して、館長が非常勤である。週2日だけ出勤する形になるんですが、それで十分この公民館活動が推進していけるんだろうかというふうにとっても心配したりするんですが、どういうふうにお考えでしょうか。中には館長というのはやっぱりそこに常時というか、いて、近くのいろんな団体の人、あるいは個人が相談に来たり、何か聞きにきたりしたときに核になる人として、そこにいてほしいもんだよねというふうな炉辺談話があるんですね。そういったことを踏まえて、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、どこの公民館もコミュニティの推進協議会が指定管理者となっていましたけど、この会長が館長として一応人選されたという例はなかったのか、あったのかどうかということについても確認したいと思います。お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） この指定管理者制度というものをよく御理解をいただきたいことは、今

までの出されたような不安というのは当然あることなんです。これ行政懇談会に回っても、こういう体制でという説明をしながら、いろんな意見を賜ってきたということも踏まえた上でのございます。当然今までとどこが変わるのというふうなことになりますと、実質活動は私は変わらないと思っています。変わらないというよりも、むしろ身近に自分たちが地域の人たちがそこにかかわることによって、そこで要するに裁量権といいますか、行事等においてもむしろ使いやすいものにしていくと。そういうものでなければいけないことですよということをお私に申し上げてきております。その上で提案理由で申し上げましたような人づくり、地域づくりというものにつなげていくというのがこの制度の趣旨なんです。したがって、その館長、非常勤で大丈夫かという不安というもの、要するにそこにかかわっていた今までのあれとじゃ比較をしなきゃならないということになるわけですけれども、今現在も言うなれば、旧町の中央館がその地区の館の館長を兼ねて、あるいは指揮権に入った中で活動をしてきたということをございまして、これをいきなり地域の人たちに全部権限、その責任も全部負わせるということではないわけですし、これは当然町として社会教育関係のもととなる責任ある職員はその中央館において役割を果たすということをございますので、その辺を御理解いただいて、この制度をお認めいただきたいということで提案をさせていただいているものをございますので、どうぞ議員の皆様方も認識をしっかりといただいて、声援をお願いいたしたいということをございます。よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

コミュニティ推進協議会の会長がイコールその非常勤の館長ということではなくて、ここには代表者としてコミュニティ推進協議会の会長さんをございますけれども、これから協議会の方でその人選について協議会の方で進めるということになってございますので、まだどなたも決定はしていないということです。よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございせんか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） この制度は、町長が目指す協働のまちづくりの核となるものだろうと思いますし、私自身も地域活性化のパートナーとして期待しているところであります。

先ほど総務課長から、あるいは室長の方から話あったんですけども、年明け早々に業務内容のシミュレーションを行い、そして協定書の中に反映するんだという話がありました。これは最も大事なことであろうと思います。

そこで、町長にお尋ねするんですけども、先ほどから住民ニーズという話があったんです

けれども、例えば旭地区館においては今、老人世帯もふえておりますし、高齢化率が大変高いです。来年度からというわけにはいかないと思うんですけれども、協働のまちづくりを目指すのであれば、例えば託児所、宅老所、児童館的な、あるいは今やっている農地・水保全向上対策から安全パトロールに至るまで助け合いの精神を養うそういったもろもろの事業を、こういったものに盛り込んでもらえれば、本当の協働のまちづくりになるんじゃないかなと思うんですが、町長の所見をお願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 御提案の趣旨はよく理解できるものでございます。旭地区に限って申し上げれば、建物それ自体も地区公民館としての非常に老朽化している部分もございましたものですから、その修理等もさせていただいたと。あるいは新しい集会所の建設につきましても御相談をいただいて、その方向で進めてきているということでございまして、その中身について、今後地域の課題がどうあるべきか、地域の課題の精査を当然させていただいた上で、施策としてできることについては検討して前向きに進んでいきたいというふうに思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 教育長にお伺いします。

この四つの指定管理人が指定管理をされまして今それぞれ地区のコミュニティ推進協議会が受け皿となったということでありまして、加えまして、中央公民館が各地区公民館指導に当たるということのお話をいただきました。そういうことをしまして、中央公民館の職員の研修なり、加えまして指定管理を受けました各地区推進協議会のこれに携わる職員の研修等についてはどう考えているかお伺いします。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（今野文樹君） お答えいたします。

この制度を生かすも殺すもこれからだと思っております。地域を代表する方々、あるいは会長、館長の存在というのは非常に大きいんじゃないかなと思っております。当初は多分四つが若干の温度差が出るんじゃないかと思っておりますけれども、温度差を高い方の温度の方に持っていくように、研修という名前がつくかどうか別にしまして、きちんとした連絡、あるいは調整ということはやっていかなければならないんじゃないかなと思っております。各議員の皆様にもこの制度を育てる営みに御協力をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 114号公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 114号公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 115号公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 115号公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 116号公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 116号公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 117号公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 117号公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。